竹原市告示第２９号

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和６年４月１日

竹原市長　今　榮　　敏　彦

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金交付要綱

　竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金交付要綱（令和２年竹原市告示第５８号）の一部を改正する。

（目的）

第１条　この要綱は、老朽化して倒壊や一部崩落のおそれのある危険な空き家の除却を促進し、市民の安心・安全な住環境の形成を図るため、市内に所存する特定空家等及び不良空き家（以下「補助対象空き家」という。）の解体工事に要する経費の一部を、予算の範囲内において、竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、竹原市補助金交付規則（昭和３５年規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　空き家　１戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は併用住宅（住宅のうち、居住の用に供さない部分を有する建築物で延べ面積の２分の１以上を住宅の用に供するものに限る。）のうち、居住の用に供されなくなった日から１か年以上経過した建築物をいう。

⑵　特定空家等　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等をいう。

⑶　不良空き家　住宅地区改良法（昭和３５年法律第８４号）第２条第５項の規定による不良住宅の判定の基準のうち、外観目視により評定できる項目を定めた別表第１における合計評点（合計した評点が当該判定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点を合算したもの。）が１００点以上であり、かつ、別表第２の判定内容のいずれかに該当する空き家をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　補助対象空き家の所有者（登記事項証明書又は固定資産税課税台帳に登記され、又は登録されている者。以下「所有者」という。）又はその相続人。

　ただし、所有者及び相続人等が不在の場合は、相続財産清算人、不在者財産管理人その他当該空き家を管理すべき者

⑵　前号に規定する者から補助対象空き家の除却について同意を得た者

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が特に認める者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

⑴　補助対象者又は補助対象者と同一の世帯に属する者が、竹原市暴力団排除条例（平成２３年条例第１４号）第２条第３号に規定する暴力団員等である者

⑵　補助対象者又は補助対象者と同一の世帯に属する者が、竹原市に納めるべき市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料、住宅使用料及び保育料（以下「市民税等」という。）を滞納している者

⑶　補助対象空き家が複数人の共有又は相続財産である場合で、当該共有者全員又は相続人全員から当該補助対象空き家の除却について同意を得られない者。ただし、補助金の交付を受けようとする者が、紛争等が生じた場合の確約書の提出ができるときは、この限りでない。

⑷　補助対象空き家に所有権以外の権利が設定されている場合における補助対象空き家の所有者等。ただし、補助対象空き家についてその権利を有する者の全員の同意を得られるときは、この限りでない。

⑸　補助金の交付要件を満たすため、補助対象空き家を故意に破損させた者

⑹　法第２２条第３項の規定する命令が行われた空き家を除却する者

⑺　法人が所有する空き家である場合で、当該空き家の土地所有者、隣地所有者等の利害関係人以外の者

⑻　前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

（補助対象となる費用等）

第４条　補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象空き家の除却、除却に係る廃材等の運搬及び処分で、市長が適当と認めるものに要する費用のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　市内に事業所があり、建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可を受けている又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づく都道県知事による登録を受けている業者が、除却工事を請け負い施工するものであること。

⑵　第９条の規定による交付の決定の日以後に除却工事に着手し、当該日が属する会計年度の２月末日までに完了するものであること。

⑶　補助対象経費の額が１００，０００円以上のものであること。

（補助対象とならない費用等）

第５条　次に掲げる費用については、補助金の交付の対象としない。

⑴　補助金の交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等における１平方メートル当たりの除却工事費の上限額を超える金額

⑵　補助対象空き家の一部のみを除却する工事

⑶　補助対象空き家に附属する地下埋設物（補助対象空き家の基礎を除く。）を除却する工事

⑷　営利事業を行う者が、当該事業のために行う工事（営利事業を行う法人の役員が申請者になる場合も含む。）。ただし、特定空家等を除却する工事は除く。

⑸　他の制度による補助金等の交付を受けた工事

⑹　公共事業による移転等の補償対象の工事

⑺　消費税及び地方消費税

⑻　その他市長が補助金の交付の対象として適当でないと認めるもの。

（補助額）

第６条　補助金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。

⑴　特定空家等の場合　補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、５００，０００円を上限とする。

⑵　不良空き家の場合　補助対象経費に３分の１を乗じて得た額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、３００，０００円を上限とする。

（事前調査）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前調査申込書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、市が実施する事前調査により、空き家が危険であることの判定を受けなければならない。

　⑴　位置図、配置図

　⑵　現況写真

　⑶　土地、建物の登記全部事項証明書又は固定資産課税台帳の写し

２　市長は、前項の申込書の提出があったときは現地調査を行い、その結果を事前調査結果報告書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第８条　申請者は、事業に着手する前に、交付申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　見積書の写し（工事費の内訳書を添付すること。）

⑵　事前調査結果報告書の写し（特定空家等を除却する場合を除く。）

⑶　住民票（世帯全員分）

⑷　滞納がない証明（世帯全員分）

⑸　確約書

⑹　その他市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第９条　市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（交付変更）

第１０条　前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、除却工事の内容を変更するときは、変更に係る除却工事の着手前に変更交付申請書（様式第５号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、費用に変更を生じない軽微な変更については、この限りでない。

⑴　変更後の見積書の写し（工事費の内訳書を添付すること。）

⑵　変更工事予定箇所の写真及び図面

（変更交付決定）

第１１条　市長は、前条の規定により変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、原則、現地確認を行い、適正と認めるときは、補助金の額の変更を決定し、変更交付（不交付）決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

２　前項の補助金の額の変更は、第９条の規定により決定した補助金の額を超えないものとする。

（申請の取下げ）

第１２条　補助決定者は、交付申請を取り下げるときは、申請取下届（様式第７号）により、第９条の規定による交付の決定の日が属する会計年度の２月末日までに市長に届け出るものとする。

（完了実績報告）

第１３条　補助決定者は、除却工事が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第８号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

⑴　領収書の写し。ただし、補助金分の代理受領の委任がある場合は、補助金額を除いた領収書の写しとする。

⑵　請求書の写し

⑶　工事内訳書の写し

⑷　工事写真（除却後）

⑸　その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第１４条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、原則、現地確認を行い、事業が適正に行われていると判断した場合は、速やかに補助金確定通知書（様式第９号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１５条　前条の規定による通知を受けた交付決定者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して、３０日以内に補助金請求書（様式第１０号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

２　市長は、前項の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１６条　市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　この要綱又は補助金の交付の決定の際に付した条件に違反したとき。

⑵　偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑶　第１４条の規定による審査に際し、正当な理由なく審査への協力を拒んだとき。

⑷　　交付の決定の日が属する会計年度の２月末日までに第１３条に規定する実績報告書の提出がないとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第１１号）により、補助決定者に通知するとともに、補助金返還命令書（様式第１２号）により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和２年４月８日から施行する。

附　則（令和３年４月１日告示第４１号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和５年３月３１日告示第１８号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

　 附　則（令和６年３月２５日告示第２９号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

空き家等危険度判定基準表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 判定区分 | | 評定  項目 | 評定内容 | 評点 | 計 | 最高評点 |
| 1 | 構造  一般の程度 | ①基礎 | イ　構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの | 10 |  | 45 |
| ロ　構造耐力上主要な部分である基礎がないもの | 20 |  |
| ②外壁 | 外壁の構造が粗悪なもの | 25 |  |
| 2 | 構造の腐朽又は破損の程度  （最高評点は100点とする。） | ③基礎、土台、柱又ははり | イ　柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの | 25 |  | 100 |
| ロ　基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの | 50 |  |
| ハ　基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの | 100 |  |
| ④外壁 | イ　外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの | 15 |  |
| ロ　外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの | 25 |  |
| ⑤屋根 | イ　屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの | 15 |  |
| ロ　屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの | 25 |  |
| ハ　屋根が著しく変形したもの | 50 |  |
| 3 | 防火上又は避難上の構造の程度 | ⑥外壁 | イ　延焼のおそれのある外壁があるもの | 10 |  | 30 |
| ロ　延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの | 20 |  |
| ⑦屋根 | 屋根が可燃性材料でふかれているもの | 10 |  |
| 4 | 排水  設備 | ⑧雨水 | 雨樋がないもの | 10 |  | 10 |
| 備考　一の評定項目につき該当評定内容が２又は３ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。 | | | | 合計  点 | |  |

別表第２（第２条関係）

周囲に対する危険度判定基準表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 判定内容 | | 該当・非該当 |
| 1 | 外壁材や屋根瓦が落下又は落下のおそれのある建物で、落下又は落下のおそれのある部分と隣地（道路）境界線までの水平距離が、落下又は落下のおそれのある部分と隣地（道路）地盤面までの高さのおおむね１/２以内のもの。ただし、隣地（道路）地盤面が、落下又は落下のおそれのある部分よりも低い位置にあるものに限る。 | □　該当  □　非該当 |
| ２ | 倒壊等のおそれのある傾きがある建物で、倒壊等のおそれのある部分と隣地（道路）境界線までの水平距離が、倒壊等のおそれのある部分と隣地（道路）地盤面までの高さ以内のもの。ただし、隣地（道路）地盤面が、倒壊等のおそれのある部分よりも低い位置にあるものに限る。 | □　該当  □　非該当 |
| 備考  判定内容の１、２のいずれかに該当する空き家あること。 | | |

様式第１号（第７条関係）

　年　　月　　日

竹原市長　様

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業事前調査申込書

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業事前調査を申込したいので、関係書類を添えて次のとおり申込みます。

1　申請内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | ふりがな |  |
| 氏　　名 | ㊞ |
| 現住所 | 〒 |
| 電話番号 | （　　　　）　　　－ |
| 調査対象空き家の  所在地 | | 竹原市 |
| 建築物の構造 | | □木造  □軽量鉄骨造  □その他（　　　　　　　） |
| 建築物の規模 | | 階数（□平家建て、□２階建て、□３階建） |
| 延べ床面積　　　　　㎡ |

２　添付書類

⑴位置図、配置図　⑵現況写真

⑶土地、建物の登記全部事項証明書又は固定資産課税台帳の写し

※ 補助金の交付を受けて当該除却しようとする場合は、別途申請が必要となります。

様式第２号（第７条関係）

指令竹都第　号

　　年　　月　　日

　　　　様

竹　原　市　長　　　㊞

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業事前調査結果報告書

　　　年　　　月　　　日付けで申込みの竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業事前調査について、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 調査結果 | □不良空き家に該当します。  □不良空き家に該当しません。 |
| 調査対象空き家の  所在地 | 竹原市 |

様式第３号（第８条関係）

　　年　　月　　日

竹原市長　様

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金交付申請書

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金を利用したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1　申請内容

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | ふりがな | | |  | | | | |
| 氏　　名 | | | ㊞ | | | | |
| 現住所 | | | 〒 | | | | |
| 電話番号 | | | （　　　　）　　　－ | | | | |
| 認定番号 | | | | 年　　　月　　　日　指令竹都第　　号 | | | | |
| 対象住宅の所在地 | | | |  | | | | |
| 工事期間 | | | | 着手年月日 | | 年　　　月　　　日 | | |
| 完了年月日 | | 年　　　月　　　日 | | |
| 工事施工者  ※市内業者に限る。 | | 住　所 | | | 〒　　　　－  竹原市 | | | |
| 会社等  名称 | | | ℡： | | | |
| 代表者名 | | |  | | | |
| 建設業許可番号又は  解体工事業登録番号 | | | | | |  |
| 補助対象経費 | | | 円（消費税は含まないこと） | | | | | |
| 補助申請額 | | | 円 | | | | 特定空家等は２分の1又は５０万円まで  不良空き家は３分の１又は３０万円まで | |

２　添付書類

⑴ 見積書の写し（内訳書を含む。）

⑵ 事前調査結果報告書の写し

⑶ 住民票（世帯全員分）

⑷ 滞納がない証明（世帯全員分）

⑸ 確約書

※　事前調査時に提出した書類は不要です。

確　約　書

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金の申請に係り、次のことを確認の上、該当するものに☑チェックをお願いします。

なお、全てに☑チェックがないと申請を受理することができませんので、注意してください。

□ 営利事業のために行う工事ではありません。

□ 他の制度による補助金の交付を受けた工事ではありません。

□ 公共事業による移転等の補償対象の工事ではありません。

□ 除却工事に着手していません。

□　除却にあたり紛争等が生じた場合、責任をもって解決し、市に対して一　切の損害を与えません。

□ 市民税等の滞納がない旨の確認のため、個人情報を取得することに同意　　します。

□ 世帯全員が、竹原市暴力団排除条例（平成２３年竹原市条例第１４号）第２条２号又は第３号に規定する暴力団員、又は暴力団員等でないことを誓約します。

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金交付要綱第１６条の規定に該当した場合は、補助金の全額を返還することを確約します。

　　年　　月　　日

竹　原　市　長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第４号（第９条関係）

指令竹都第　　　号

　　令和　年　月　　日

　様

竹原市長　今榮　敏彦　　㊞

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金交付（~~不交付~~）

決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請の竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付の決定 | □ 交　付　・　□ 不　交　付 |
| 交付決定金額 | 金　￥　　　　　　円 |
| 対象住宅の所在地 | 竹原市 |
| (不交付の場合)  交付できない理由 |  |

※　補助金の交付の決定を受けた場合は、事業完了後に遅延なく実績報告　書（様式第８号）を提出してください。

様式第５号（第１０条関係）

　　年　　月　　日

竹原市長　様

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業変更交付申請書

　　　年　　月　　日付け指令竹都第　　　　号で交付決定のあったことについて、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

１　申請内容（変更後内容を記入）

※交付決定した補助金の額を超えないものとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | ふりがな | |  | | | | |
| 氏　　名 | | ㊞ | | | | |
| 現　住　所 | | 〒 | | | | |
| 電話番号 | | （　　　　）　　　　　　－ | | | | |
| 変更の内容 | | |  | | | | |
| 工事期間 | | | 完了年月日 | | 年　　　月　　　日 | | |
| 工事施工者  ※市内業者に限る。（変更がある場合のみ記入） | | 住所 | | 〒　　　　－  竹原市 | | | |
| 会社等  名称 | | ℡： | | | |
| 代表者名 | |  | | | |
| 建設業許可番号又は  解体工事業登録番号 | | | | |  |
| 変更後対象経費 | | | 円（消費税は含まないこと） | | | | |
| 変更後補助申請額 | | | 円 | | | 特定空家等は２分の1又は５０万円まで  不良空き家は３分の１又は３０万円まで | |

２　添付書類

⑴ 変更後の見積書の写し（内訳書を含む）

⑵ 変更工事予定箇所の写真及び図面

様式第６号（第１０条関係）

指令竹都第　号

　　年　　月　　日

　　　　様

竹　原　市　長　　　㊞

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金変更交付（不交付）

決定通知書

　　　年　　　月　　　日付けで申請の竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金について、次のとおり変更決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更交付の決定 | * 交　付　・　□ 不　交　付 |
| 変更交付決定金額 | 金　　　　　　　　円 |
| (不交付の場合)  交付できない理由 |  |

※　補助金の変更交付の決定を受けた場合は、事業完了後に遅延なく実績報告書（様式第８号）を提出してください。

様式第７号（第１２条関係）

　　年　　月　　日

竹原市長　様

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業申請取下届

　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定のあった竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金について、取り下げます。

１　申請内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | ふりがな |  |
| 氏　　名 | ㊞ |
| 住　　所 | 〒 |
| 電話番号 | （　　　　）　　　　　　－ |
| 取下げ理由 | |  |

様式第８号（第１３条関係）

　　年　　月　　日

竹原市長　様

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業実績報告書

　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定のあった竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業について、事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

１　報告内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 報告者  (申請者) | ふりがな |  | | | |
| 氏　　名 | ㊞ | | | |
| 住　　所 | 〒 | | | |
| 電話番号 | （　　　　）　　　－ | | | |
| 交付決定の額 | | 千円 | | | |
| 現地検査希望日 | | 第１ | 月　　　日 | 第２ | 月　　　日 |

２　添付書類

⑴ 領収書の写し

⑵ 請求書の写し

⑶ 工事内訳書の写し

⑷ 工事写真（除却後）

様式第９号（第１４条関係）

指令竹都第　号

　　年　　月　　日

　　　　様

竹　原　市　長　　　㊞

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金確定通知書

　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定のあった竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金について、次のとおり交付すべき補助金の額を確定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定金額 | 金　　　　　　　　円 |
| 交付確定金額 | 金　　　　　　　　円 |

様式第１０号（第１５条関係）

　　年　　月　　日

竹原市長　様

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金請求書

　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定のあった竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金について、次のとおり補助金を請求します。

１　請求内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 請求者 | ふりがな |  |
| 氏　　名 | ㊞ |
| 住　　所 | 〒 |
| 電話番号 | （　　　　）　　　　　　－ |
| 請求額 | | ￥ |

２　振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 口座振替先 | 銀行  信用金庫  信用組合  農協  郵便局 | | | 本店  支店  支所 |
| 普通預金  口座番号 |  | | |
| 口座名義人 | フリガナ |  | |
| 氏　名 |  | |

※　口座名義人は、交付決定者（請求書）と同一人としてください。

様式第１１号（第１６条関係）

指令竹都第　号

　　年　　月　　日

　　　　様

竹　原　市　長　　　㊞

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金交付決定（全部・一部）取消通知書

　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定のあった竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金について、次のとおり（全部・一部）を取り消したので通知します。

１　交付決定の取消額

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定金額 | 金　　　　　　　　円 |
| 今回取消額 | 金　　　　　　　　円 |
| 更正決定額 | 金　　　　　　　　円 |

２　取消理由

|  |  |
| --- | --- |
| 取消理由 |  |

様式第１２号（第１６条関係）

指令竹都第　号

　　年　　月　　日

　　　　様

竹　原　市　長　　　㊞

竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金返還命令書

　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定（全部・一部）取消通知した竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金について、次のとおり返還を命じる。

１　交付決定の取消額

|  |  |
| --- | --- |
| 返還すべき金額 | 金　　　　　　　　　　円 |
| 返還期限 | 年　　　月　　　日 |